

中間検査の再指定のお知らせ

和歌山県（和歌山市を除く県内全域）では、平成19年6月20日から建築基準法に基づく中間検査を実施していますが、今回下記の内容で中間検査の実施について再指定（期間の延長）を行いましたのでお知らせします。（平成28年和歌山県告示第182号）

記

※下線部は変更箇所

1 中間検査を行う期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

2 対象建築物

新築、増築、改築に係る部分が次に掲げるもの

- (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が2以上かつ延べ面積が50m²を超えるもの
- (2) 建築基準法別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1,000m²を超えるもの又は階数が3以上のもの

3 指定する工程及び特定工程後の工程

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（枠組壁工法又は木質系プレハブ工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。）による場合にあっては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあっては、2階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事
その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

※適用除外…丸太組工法、法85条の適用を受ける仮設建築物は対象としない。

※詳細については、県庁建築住宅課建築審査班（TEL:073-441-3185）までお問い合わせください。